

運輸安全マネジメントの取り組み

【2025 年度（2025 年 4 月 1 日～2026 年 3 月 31 日）】

2025 年 4 月 1 日 中央運輸株式会社

代表取締役社長 赤澤 善博

●事故防止のための安全方針

- 法令を遵守し全従業員が常に輸送の安全確保と向上に努める。
- 社長は、輸送の安全確保が業務の基本であることを深く認識し、社内において輸送の安全確保に主導的な役割を果たす。
- 現場における安全に関する声に真摯に耳を傾けるとともに、現場の状況を十分に踏まえ、全従業員に対して輸送の安全確保の重要性の周知徹底を図る。
- 輸送の安全に関する計画の策定、実施、監視、改善（PDCA）を実行し、全従業員が一丸となって業務を遂行し、輸送の安全確保に努める。
- 輸送の安全に関する情報について、積極的に公表する。

●安全方針にもとづく目標

目 標	重 大 事 故	0 件 ※前年度 0 件
	加 害 事 故	7 件 （前年比 50%削減） ※前年度 13 件 ※被害事故以外を計上

●目標達成のための計画

- 改善基準を遵守し、過労による事故の防止
- 事故防止対策委員会による事故情報と防止策の社内公表
- 年 2 回の無事故運動期間設定による、従業員の安全意識再確認
- 社外講師招聘による従業員の安全教育の実施
- デジタルタコグラフ及びドライブレコーダーのデータ活用強化

●安全に関する反省事項

- 安全確認不足や目測の誤りによる接触事故が多い

●反省事項に対する改善方法

- 事故防止対策委員会発行の「事故防通信」により事故情報の共有と注意喚起の実施
- 事故惹起者に対する面談（再面談含む）

●安全に関する目標達成状況

年度目標	結 果	備 考
重 大 事 故 0 件	0 件	対車両を計上
加 害 事 故 5 件	13 件	被害事故以外を計上

●自動車事故報告規則第 2 条に規定する事故に関する情報

2024 年度実績	事 故 発 生 件 数	0 件	※自動車事故報告規則(2015.1.30 改正国土交通省令第 95 号)第 2 条に定められた自動車事故(車両の転覆・転落・火災の発生、死者・重傷者・踏切事故の発生、積載物の飛散・漏えい、運転者の疾病による運行停止、制動装置・かじ取装置・車軸等の故障による運行停止など)
	事 故 の 種 類		
	衝 突 の 状 態		
	行 政 処 分 等	なし	

【2005 年.10 月改正 / 自動車運送関係法(道路運送法および貨物自動車運送事業法・同輸送安全規則)における「運輸安全マネジメント」に関わる揭示】
以上